精華町国民健康保険病院の指定管理者による管理に関する年度協定

精華町国民健康保険病院（以下「精華病院」という。）の管理に関し、精華町（以下「甲」という。）と医療法人医仁会（以下「乙」という。）とは、次のとおり、精華町国民健康保険病院の指定管理者による管理に関する年度協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、精華町国民健康保険病院の指定管理者による管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）における指定管理業務の細目その他の事項に関し、年度ごとに定める必要のある事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第２条　この協定の期間は、平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までの期間とする。

（証明書等交付及び手数料徴収事務交付金）

第３条　基本協定第３１条第１項に定める証明書等交付及び手数料徴収事務交付金は、毎月１回交付するものとする。

２　毎月１回の交付額は、乙が毎月１日から末日までに徴収した手数料に係る収入金の合計額に１００分の１０５を乗ずるものとし、乙は、翌月の１０日までに請求書を甲に提出するものとする。

３　甲は、前項の請求書を受理したときは、受理した日の属する月の末日までに、乙の指定する預金口座に払い込むものとする。

（運営資金貸付金）

第４条　甲は、乙に対し、病院経営を支援するため、１億円を限度として当座の運営資金貸付金（以下「貸付金」という。）を貸し付けるものとする。

２　甲と乙とは、第１項の貸付金に関して、金銭消費貸借契約を締結するものとする。

３　第２項の規定による貸付金に係る金銭消費貸借契約の締結に際しては、担保もしくは乙以外の第三者の連帯保証人を必要とするものとする。

４　乙は、第１項の規定により貸付金の貸し付けを受けた場合は、平成１８年度の末日までに、全額を返済するものとする。ただし、返済方法については、甲と乙とが協議するものとする。

５　貸付金の利子については、無利子とする。

（施設・設備の改良・改修工事）

第５条　甲は、基本協定第２２条第１項に規定する施設等の改良工事及び改修工事に関する経費を、３億円を限度として負担するものとする。

２　甲は、乙の承諾を得て、第１項に規定する工事を乙に委託することができる。

３　委託内容及び工期等工事の委託に関し必要な事項は、別途甲と乙とが協議を行い定めるものとする。

（政策的医療）

第６条　乙は、透析医療を政策的医療として提供しなければならない。

２　前項に規定する政策的医療の実施基準等必要な事項については、別に定める。

（政策的医療の提供に要する経費）

第７条　甲は、基本協定第３３条第１項第２号の規定に基づき、前条第１項に掲げる政策的医療の提供に要する経費（建築工事等一式）を改良工事及び改修工事の一部として負担する。ただし、これに係る経費は、第５条第１項に規定する経費に含まれるものとし、１億円を限度とする。

２　第６条第１項に規定する政策的医療に係る医療機器等その他の一切の費用は、乙の負担とする。

３　甲は、第６条第１項に規定する政策的医療に係る施設を設置した後、一切の費用負担を行わないものとする。

４　第６条第１項に規定する政策的医療に係る建築工事等一式の施行方法等は、第５条第２項を準用する。

（権利義務の譲渡の禁止）

第８条　乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

（協定の解除）

第９条　基本協定第４４条第１項の規定により、基本協定が解除されたときは、この協定は解除されることとする。

（疑義の決定）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成１８年　４月　１日

甲　京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻７０番地
精　華　町
町　長　木　村　要

乙　京都市伏見区石田森南町２８番地の１
医療法人医仁会
理事長　武　田　隆　久